

【 議 事 3 】

下関市地域公共交通協議会事務局規程（案）について

下関市地域公共交通協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、下関市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第8条第3項の規定に基づき、下関市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の開催に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、下関市都市整備部交通対策課の課長をもって充てる。

3 事務局員は、下関市都市整備部交通対策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、下関市において定められている文書の取扱いに準ずる。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな形、書体、形状、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	ひな形	書体	形状
下関市地域公共交通協議会会長之印		てん書	正方形

寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
24×24	会長名をもって発する文書	1	事務局長